

令和4年度 第2回 野田市公契約審議会

○日 時 令和4年12月27日（火）

午前10時から

○場 所 市役所低層棟4階 委員会室

次 第

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 事

(1) 令和3年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

① 適用件数及び適用労働者数

② 工事請負契約に係る賃金の支払状況

③ 職種（普通作業員）の確認状況

④ 期間途中の長期継続契約及び指定管理協定の対応状況

⑤ 賃金条項型の公契約条例の制定状況

(2) 令和5年度の工事請負契約に係る最低額について

(3) 令和5年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について

4 その他

5 閉 会

I 令和3年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

1 適用件数及び適用労働者数

(1) 適用件数

3年度に賃金の支払があった契約等の件数は、工事請負契約33件（2年度に契約し、工期が3年度にまたがる工事を含む。3年度に契約し、工期が4年度にまたがる工事は除く。）、業務委託契約22件、指定管理協定33件の合計88件となっている。

表1 公契約条例の適用件数

（単位：件）

区分 / 年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			
工事請負契約	市	条例適用	2	3	19	21	22	21	26	24	13	11	15	24		
		第15条適用（賃金評価）	6	5	1	3	5	適用外								
	水道事業	条例適用	適用外				3	8	8	11	7	8	6	9		
		第15条適用（賃金評価）	適用外				1	適用外								
業務委託契約	市	業種内訳	1千万円以上	16	16	17	21	21	21	19	19	18	17	18	18	
			(1)施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約	9	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
			(2)施設の設備又は機器の保守点検に関する契約	3	3	3	2	3	3	3	3	2	1	2	3	
			(3)施設の清掃に関する契約	4	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	
			(4)施設の電話交換、受付及び案内に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
			(5)施設の警備及び駐車場の整理に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
			(6)野田市文化会館の舞台の設備及び機器の運転に関する契約	(1)に区分	1	1	1	1	1	指定管理へ移行						
			(7)不燃物の処理施設の設備及び機器の運転その他の管理に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
			(8)学校給食の調理及び運搬に関する契約	適用外	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
			1千万円未満で市長が特別に定める契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
			水道事業	適用外	試行							2	2	2	2	2
指定管理協定	条例適用	適用外			4	15	21	23	36	37	36	34	33			
	第15条適用（賃金評価）	3	5	20	20	18	14	14	1	0	0	0	0			
年度別合計		27	30	58	70	86	86	91	94	79	76	77	88			

(2) 適用労働者数

3年度に賃金の支払を受けた労働者数は、工事請負契約 553 人（2年度に契約し、工期が3年度にまたがる工事を含む。3年度に契約し、工期が4年度にまたがる工事は除く。）、業務委託契約 479 人、指定管理協定 599 人の合計 1,631 人となっている。

なお、全ての適用労働者について、支払われた賃金が市が定める最低額を上回っていることを確認した。

表 2 公契約条例の適用労働者数 (単位：人)

区分／年度	22	23	24	25	26	27
工 事	208	587	1,389	1,146	1,089	856
業 務 委 託	221	198	275	508	502	498
指 定 管 理	56	161	404	478	580	629
合 計	485	946	2,068	2,132	2,171	1,983

区分／年度	28	29	30	元	2	3
工 事	792	712	330	247	318	553
業 務 委 託	468	541	501	489	487	479
指 定 管 理	699	694	686	718	633	599
合 計	1,959	1,947	1,517	1,454	1,438	1,631

2 工事請負契約に係る賃金の支払状況

3年度の市が定める最低額が適用される工事請負契約は27件（3年度に契約し、工期が4年度にまたがる工事は除く。）あり、従事した労働者は323人であった。

2年度の市が定める最低額が適用され、工期が3年度にまたがる工事請負契約は6件あり、従事した労働者は230人であった。

(1) 適用工事ごとの労働者人数

① 3年度最低額適用工事（27件）

No.	種別	件名	担当課	人数
1	土木一式	枝線管渠布設工事（3-3工区）	下水道課	3人
2	土木一式	枝線管渠布設工事（3-4工区）	下水道課	30人
3	土木一式	枝線管渠布設工事（3-6工区）	下水道課	3人
4	土木一式	枝線管渠布設工事（3-7工区）	下水道課	5人
5	土木一式	枝線管渠布設工事（3-10工区）	下水道課	8人
6	土木一式	阿部沼第3号調整池築造工事（その2）	下水道課	20人
7	土木一式	南部1号幹線築造工事（その4）	下水道課	22人
8	土木一式	準用河川改修工事	管理課	10人
9	土木一式	除染土搬出及び仮置き場整備工事	みどりと水の まちづくり課	14人
10	土木一式	中根配水場盛土工事	水道部	17人
11	土木一式	上花輪新町配水管布設替工事	水道部	26人
12	土木一式	二ツ塚配水管布設工事	水道部	11人
13	土木一式	横内配水管布設工事	水道部	1人
14	建築一式	野田市立清水台小学校トイレ改修工事	営繕課	16人
15	建築一式	野田市立二川小学校トイレ改修工事	営繕課	16人
16	電気	野田市保健センター受変電設備改修工事	営繕課	12人
17	電気	木間ヶ瀬浄水場動力設備更新工事	水道部	6人
18	電気	木間ヶ瀬浄水場監視カメラ更新工事	水道部	2人
19	電気	東金野井浄水場No.4配水ポンプ設備更新工事	水道部	17人

20	ほ装	鹿野山舗裝修繕工事	管理課	11人
21	ほ装	谷吉舗裝修繕工事	管理課	14人
22	ほ装	和田舗裝修繕工事	管理課	19人
23	ほ装	神明前舗裝修繕工事	管理課	14人
24	機械器具設置	清掃工場機械修繕工事	清掃管理課	14人
25	機械器具設置	出洲排水機場1号電動機分解整備工事	農政課	5人
26	機械器具設置	中根配水場No.5配水ポンプ更新工事	水道部	4人
27	機械器具設置	木間ヶ瀬浄水場次亜注入設備更新工事	水道部	3人
適用労働者数合計				323人

② 2年度最低額適用で工期が3年度の工事（6件）

No.	種別	件名	担当課	人数
1	土木一式	道路築造工事	都市整備課	13人
2	土木一式	雨水管渠布設工事	都市整備課	10人
3	土木一式	六丁四反調整池築造工事	管理課	23人
4	建築一式	野田市老人福祉センター改修工事	営繕課	33人
5	建築一式	野田市関宿クリーンセンター解体工事	清掃管理課	149人
6	電気	平井汚水中継ポンプ場電気設備改築工事	下水道課	2人
適用労働者数合計				230人

※ 3年度の市が定める最低額が適用され、工期が4年度にまたがる工事
請負契約3件は除く。

No.	種別	件名	担当課
1	建築一式	(仮称)野田市子ども館新築工事	児童家庭課
2	土木一式	駅前広場築造工事	都市整備課
3	土木一式	六丁四反調整池築造工事	管理課

(2) 3年度最低額適用工事の支払状況

① 工事全体

公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）の85%以上90%未満の支払率は、最も高い38.08%となっているが、2年度と比較して5.19ポイント下降した。

労務単価から見た支払いの割合	人数	割合（2年度との比較）
85%以上90%未満	123人	38.08%（-5.19ポイント）
90%以上100%未満	79人	24.46%（-4.27ポイント）
100%以上	121人	37.46%（+9.46ポイント）

② 工事業種別 ※（ ）内は2年度との比較

ア 土木一式【7ページ 表3参照】

対象工事13件において170人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上90%未満の者が46%（+6ポイント）、90%以上100%未満が21%（-9ポイント）、100%以上が33%（+3ポイント）となっており、85%以上90%未満の割合が最も高い。

労務単価の85%以上90%未満の割合が高い職種は、交通誘導員Bが88%、特殊作業員が61%、普通作業員が41%となっている。90%以上100%未満の割合が高い職種は、一般運転手は人数が少ないが100%となっている。100%以上の割合が高い職種は、石工は人数が少なく100%となっているが、軽作業員が71%、特殊運転手が50%、土木一般世話役が46%となっている。

イ 建築一式【8ページ 表4参照】

対象工事2件において32人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上90%未満の者が44%（-6ポイント）、90%以上100%未満が34%（+11ポイント）、100%以上が22%（-5ポイント）となっており、85%以上90%未満の割合が最も高い。

労務単価の85%以上90%未満の割合が高い職種は、電工、左官及び交通誘導員Bは人数が少なく100%となっているが、普通作業員が50%となっている。90%以上100%未満の割合が高い職種は、はつり工及び内装工は人数が少ないが100%となっている。100%以上の割合が高い職種は、軽作業員が67%となっている。

ウ 電気【9 ページ 表5参照】

対象工事4件において37人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上90%未満の者が35%（-1ポイント）、90%以上100%未満が22%（-17ポイント）、100%以上が43%（+18ポイント）となっており、100%以上の割合が最も高い。

労務単価の85%以上90%未満の割合が高い職種は、特殊運転手は人数が少なく100%となっているが、電工が71%、機械設備据付工が75%となっている。90%以上100%未満の割合が高い職種は、土木一般世話役は人数が少なく100%となっているが、配管工が50%となっている。

100%以上の割合が高い職種は、普通作業員が60%、軽作業員が80%となっており、他の工種より割合が高くなっている。

エ ほ装【10 ページ 表6参照】

対象工事4件において58人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上90%未満の者が16%、90%以上100%未満が29%、100%以上が55%となっており、100%以上の割合が最も高い。（2年度は、ほ装がなかったため前年との比較は無し。）

労務単価の100%以上の割合が高い職種は、軽作業員は人数が少なく100%となっているが、特殊運転手が66%、普通作業員が54%と高くなっている。

オ 機械器具設置【11 ページ 表7参照】

対象工事4件において26人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上90%未満の者が35%（-12ポイント）、90%以上100%未満が27%（+7ポイント）、100%以上が38%（+5ポイント）となっており、100%以上の割合が最も高い。

労務単価の85%以上90%未満の割合が高い職種は、特殊作業員は人数が少なく100%となっているが、普通作業員が46%と高くなっている。90%以上100%未満の割合が高い職種は、設備機械工は人数が少ないが100%となっている。100%以上の割合が高い職種は、電工は人数が少なく100%となっているが、機械設備据付工が60%と高くなっている。

□表3 土木一式

労働者			賃 金		
職 種	人数	割合	区 分	人数	割合
特殊作業員	23 人	14%	85%以上 90%未満	14 人	61%
			90%以上 100%未満	7 人	30%
			100%以上	2 人	9%
普通作業員	61 人	36%	85%以上 90%未満	25 人	41%
			90%以上 100%未満	17 人	28%
			100%以上	19 人	31%
軽作業員	28 人	16%	85%以上 90%未満	5 人	18%
			90%以上 100%未満	3 人	11%
			100%以上	20 人	71%
造園工	2 人	1%	85%以上 90%未満	1 人	50%
			90%以上 100%未満	1 人	50%
			100%以上	0 人	0%
石工	1 人	1%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	100%
電工	3 人	2%	85%以上 90%未満	1 人	34%
			90%以上 100%未満	1 人	33%
			100%以上	1 人	33%
特殊運転手	4 人	2%	85%以上 90%未満	1 人	25%
			90%以上 100%未満	1 人	25%
			100%以上	2 人	50%
一般運転手	1 人	1%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	100%
			100%以上	0 人	0%
土木一般 世話役	13 人	7%	85%以上 90%未満	2 人	15%
			90%以上 100%未満	5 人	39%
			100%以上	6 人	46%
配管工	2 人	1%	85%以上 90%未満	1 人	50%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	50%
交通誘導員B	32 人	19%	85%以上 90%未満	28 人	88%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	4 人	12%
合 計	170 人	100%	85%以上 90%未満	78 人	46%
			90%以上 100%未満	36 人	21%
			100%以上	56 人	33%

□表 4 建築一式

労働者			賃 金		
職 種	人数	割合	区 分	人数	割合
普通作業員	16 人	50%	85%以上 90%未満	8 人	50%
			90%以上 100%未満	2 人	12%
			100%以上	6 人	38%
軽作業員	3 人	10%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	2 人	33%
			100%以上	1 人	67%
電工	1 人	3%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
左官	2 人	6%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
配管工	2 人	6%	85%以上 90%未満	1 人	50%
			90%以上 100%未満	1 人	50%
			100%以上	0 人	0%
はつり工	2 人	6%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	2 人	100%
			100%以上	0 人	0%
内装工	4 人	13%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	4 人	100%
			100%以上	0 人	0%
交通誘導員B	2 人	6%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
合計	32 人	100%	85%以上 90%未満	14 人	44%
			90%以上 100%未満	11 人	34%
			100%以上	7 人	22%

□表5 電気

労働者			賃 金		
職 種	人数	割合	区 分	人数	割合
普通作業員	15 人	41%	85%以上 90%未満	3 人	20%
			90%以上 100%未満	3 人	20%
			100%以上	9 人	60%
軽作業員	5 人	14%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	20%
			100%以上	4 人	80%
電工	7 人	19%	85%以上 90%未満	5 人	71%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	2 人	29%
特殊運転手	1 人	3%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
土木一般 世話役	1 人	3%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	100%
			100%以上	0 人	0%
配管工	4 人	10%	85%以上 90%未満	1 人	25%
			90%以上 100%未満	2 人	50%
			100%以上	1 人	25%
機械設備 据付工	4 人	10%	85%以上 90%未満	3 人	75%
			90%以上 100%未満	1 人	25%
			100%以上	0 人	0%
合 計	37 人	100%	85%以上 90%未満	13 人	35%
			90%以上 100%未満	8 人	22%
			100%以上	16 人	43%

□表6 ほ装

労働者			賃 金		
職 種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	2 人	3%	85%以上 90%未満	1 人	50%
			90%以上 100%未満	1 人	50%
			100%以上	0 人	0%
普通作業員	48 人	83%	85%以上 90%未満	7 人	15%
			90%以上 100%未満	15 人	31%
			100%以上	26 人	54%
軽作業員	2 人	3%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	2 人	100%
特殊運転手	6 人	11%	85%以上 90%未満	1 人	17%
			90%以上 100%未満	1 人	17%
			100%以上	4 人	66%
合 計	58 人	100%	85%以上 90%未満	9 人	16%
			90%以上 100%未満	17 人	29%
			100%以上	32 人	55%

□表 7 機械器具設置

労働者			賃 金		
職 種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	1 人	4%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
普通作業員	15 人	57%	85%以上 90%未満	7 人	46%
			90%以上 100%未満	4 人	27%
			100%以上	4 人	27%
軽作業員	2 人	8%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	50%
			100%以上	1 人	50%
電工	2 人	8%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	2 人	100%
設備機械工	1 人	4%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	100%
			100%以上	0 人	0%
機械設備 据付工	5 人	19%	85%以上 90%未満	1 人	20%
			90%以上 100%未満	1 人	20%
			100%以上	3 人	60%
合 計	26 人	100%	85%以上 90%未満	9 人	35%
			90%以上 100%未満	7 人	27%
			100%以上	10 人	38%

3 職種（普通作業員）の確認状況

令和3年度に発注する工事から、作業内容に応じて適切な職種となっているか確認するため、「普通作業員」について、労働者自身が普通作業員であることの説明を受け、相違ない場合に自署する確認書の提出を求めている。

令和3年度に完了した条例適用工事に従事する全ての普通作業員について、作業内容が普通作業員であると認識していることを確認した。

4 期間途中の業務委託契約（長期継続契約）及び指定管理協定の対応状況

業務委託契約（長期継続契約）及び指定管理協定について、30年度から期間途中でも、最低賃金に逆転されるおそれのある職種については、前年度の最低額に最低賃金の上昇率を乗じた金額に変更する運用としている。

契約又は指定期間中の最低額変更が仕様書に明記されていない3件（業務委託契約1件、指定管理協定2件）について事業者と協議した。

その結果、指定管理協定2件は、事業者との合意が図られ、4年度の最低額を適用した。

業務委託契約1件（5年1月31日契約満了）については、公契約条例が適用されない他の職場への影響や給与バランスへの影響を懸念したことにより合意が図られなかったため、昨年に引き続き適用を見送った。

《参考》 新たに締結した長期継続契約及び指定管理協定における対応

30年度以降に新たに締結した長期継続契約及び複数年に渡る指定管理協定については、「当該年度の最低額を次年度の予測最低賃金と比較して10円を割り込んだ場合は、当該年度の最低額に当該年度の最低賃金の前年度からの上昇率を乗じて得た額を最低額とする」旨を契約書又は基本協定書中に記載している。

5 賃金条項型の公契約条例の制定状況

本市の公契約条例と同様に、法定最低賃金を上回る賃金の下限額を設定している賃金条項型の条例を施行している自治体は、昨年度の審議会において、本市を含めて25団体あることを報告したが、本年3月28日に東京都中野区が、6月21日に東京都北区が新たに条例を公布し、27団体となった。

表8 中野区及び北区が制定した条例の内容

区分／自治体		中野区	北区
公布日		令和4年3月28日	令和4年6月21日
施行日		令和4年4月1日	令和5年7月1日
適用範囲	工事請負契約	予定価格1億8千万円以上	予定価格9千万円以上
	業務委託契約	予定価格1千万円以上	予定価格2千万円以上
	指定管理協定	年額2千万円以上	年額2千万円以上

工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定で適用されるが、業務委託契約及び指定管理協定において職種別賃金を採用するかは、各区の公契約審議会で今後決定するため未定。

《参考》 賃金条項型の条例を施行している自治体

①野田市、②川崎市、③多摩市、④相模原市、⑤渋谷区、⑥国分寺市、⑦厚木市、⑧足立区、⑨直方市、⑩千代田区、⑪三木市、⑫高知市、⑬草加市、⑭世田谷区、⑮我孫子市、⑯加西市、⑰加東市、⑱豊橋市、⑲越谷市、⑳目黒区、㉑日野市、㉒豊川市、㉓新宿区、㉔杉並区、㉕江戸川区、㉖中野区、㉗北区

II 令和5年度の工事請負契約に係る最低額について

社会経済情勢の変化に伴うエネルギー価格や物価の上昇により、労働者の賃金が引き上げられてもその引上げがエネルギー価格や物価上昇に追い付かず、実質的な賃金は上昇していない。

一方、事業者においては、賃金の引上げに加え、資材調達のコストの増加など事業経営の困難さが増しており、労働者、事業者ともに苦しい状況である。

労働者の労働条件を向上させるためには、更なる最低額の引上げが望ましいが、賃金を支払う事業者の経営を圧迫しないことを念頭に置き、公共工事設計労務単価の適用率を1%引き上げるかどうか検討した。

1 最低額設定の根拠

工事請負契約に係る市が定める最低額は、野田市公契約条例第6条第1項第1号の規定により、国が定める公共工事設計労務単価の85%としている。

条例制定当初の適用率は80%であったが、公共工事設計労務単価の85%以上の支払いを受けていた労働者の割合が87%であったため、平成25年度から適用率を85%へ引き上げた。

(参考) 最低賃金を上回る賃金の下限額を定める条例を制定している20自治体（関東地方）の状況（令和4年11月現在）

適用率	自治体名	自治体数
91%	川崎市	1
90%	多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、足立区、千代田区、越谷市、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区	12
85%	世田谷区、日野市、野田市	3
80%	我孫子市	1

※草加市は、具体的な適用率は設定せずに審議会で決定

※中野区及び北区は、令和5年度からの施行のため、現在適用率を検討中

(参考) 公共工事設計労務単価（主要12職種単純平均）と最低賃金の比較

令和4年度において、千葉県は公共工事設計労務単価は、東京都の98.99%、神奈川県は99.10%とほぼ同水準となっているが、千葉県の最低賃金は、東京都の91.79%、神奈川県の91.88%と1割弱低くなっており、千葉県の公共工事設計労務単価は、最低賃金をベースとすると高い水準となっている。

区 分		東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県
公共工事設計労務単価 (主要12職種単純平均)	金 額	2,884	2,881	2,836	2,855
	千葉県の割合	98.99%	99.10%	100.67%	
最低賃金	金 額	1,072	1,071	987	984
	千葉県の割合	91.79%	91.88%	99.70%	

※公共工事設計労務単価とは、農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業のうち、10月に施行中の1件当たり1,000万円以上の工事を無作為に抽出して賃金の支払実態（賞与含む）を調査し、都道府県・職種別に集計し、決定するもの。

2 市が定める最低額の推移

公共工事設計労務単価が、職種によって差はあるものの右肩上がりに上昇していることに比例し、市が定める最低額も上昇している。

適用率を85%に引き上げた平成25年度から令和4年度にかけて、全職種平均は25.99%（601円）、普通作業員は28.63%（499円）、交通誘導員Bは40.79%（425円）上昇し、年平均ではそれぞれ2.89%（67円）、3.18%（55円）、4.53%（47円）となっている。市が定める最低額には賞与が含まれるが、最低賃金には賞与は含まれていないことを考慮しても、最低賃金より高い金額となっている中で、最低賃金と同程度の上昇率となっており、上昇額はかなり大きくなっている。

【平成25年度比】

職種等	25年度	4年度	上昇率	上昇額
			9年平均	9年平均
市が定める最低額 (全職種平均)	2,312円	2,913円	25.99%	601円
			2.89%	67円
普通作業員	1,743円	2,242円	28.63%	499円
			3.18%	55円
交通誘導員B	1,042円	1,467円	40.79%	425円
			4.53%	47円
最低賃金	777円	984円	26.64%	207円
			2.96%	23円

【前年比】

職種等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
市が定める最低額 (全職種平均)	金額	2,698円	2,777円	2,817円	2,857円	2,913円
	上昇額	62円	79円	40円	40円	56円
	上昇率	2.35%	2.93%	1.44%	1.42%	1.96%
普通作業員	金額	2,030円	2,115円	2,157円	2,179円	2,242円
	上昇額	53円	85円	42円	22円	63円
	上昇率	2.68%	4.19%	1.99%	1.02%	2.89%
交通誘導員B	金額	1,265円	1,360円	1,382円	1,435円	1,467円
	上昇額	32円	95円	22円	53円	32円
	上昇率	2.60%	7.51%	1.62%	3.84%	2.23%
最低賃金	金額	895円	923円	925円	953円	984円
	上昇額	27円	28円	2円	28円	31円
	上昇率	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%

※平成27年度以降の市が定める最低額（全職種平均、普通作業員、交通誘導員B）、賃金構造基本統計調査、千葉県におけるハローワーク求人賃金下限及び最低賃金の金額等の推移は添付資料1（24ページ）参照、平成27年度を基準とした金額及び上昇率の推移（グラフ）は添付資料2（25ページ）及び添付資料3（26ページ）参照

3 公契約条例適用工事における賃金の支払状況

(1) 公共工事設計労務単価の86%以上が支払われている労働者の割合

これまで、公共工事設計労務単価の適用率の引上げの検討に当たっては、公契約条例適用工事において、公共工事設計労務単価の86%以上が支払われている労働者の割合が8割を超えていることを一つの指標としてきた。

その割合は、平成30年度は82.82%、令和元年度は78.13%、令和2年度は85.15%、令和3年度は80.15%と、バラツキはあるものの2年続けて8割を超えている。4年間で単純平均すると、81.56%となっている。

労務単価に対する割合	30年度		元年度		2年度		3年度※	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
85%以上 86%未満	45	17.18%	61	21.87%	75	14.85%	128	19.85%
86%以上 87%未満	25	9.54%	16	5.73%	47	9.31%	42	6.51%
87%以上 88%未満	15	5.72%	21	7.53%	41	8.12%	37	5.74%
88%以上 89%未満	32	12.21%	19	6.81%	26	5.15%	32	4.96%
89%以上 90%未満	12	4.58%	8	2.87%	19	3.76%	26	4.03%
90%以上 100%未満	51	19.47%	81	29.03%	129	25.54%	143	22.17%
100%以上	82	31.30%	73	26.16%	168	33.27%	237	36.74%
86%以上小計	217	82.82%	218	78.13%	430	85.15%	517	80.15%
合計	262	100.00%	279	100.00%	505	100.00%	645	100.00%

※3年度に契約を締結したが、完了していない工事2件は含まれていない。

(2) 条例適用工事に限った手当の支給状況

事業者で規定している賃金では市が定める最低額以上の賃金を支払うことができないため、条例適用工事に限った手当を支給している実態があり、特に下請業者で多く見られる。

令和元年度から3年度の状況を見ると、令和3年度の条例適用工事に限った手当を支給されている労働者の割合は、右肩上がりに上昇し、元年度と比べ5.34%上昇し、12.87%となっている。その平均支給額も上昇し、元年度と比べ132円上昇し、383円となっている。

年度	条例適用工事			条例適用工事に限った手当の支給				
	工事件数	労働者数	業者数	工事件数	労働者数	業者数	うち下請	平均額
元年度	20件	279人	96者	3件 15.00%	21人 7.53%	5者 5.21%	5者 100%	251円
2年度	25件	505人	128者	8件 32.00%	51人 10.10%	13者 10.16%	11者 84.62%	215円
3年度	28件	645人	174者	8件 28.57%	83人 12.87%	21者 12.07%	20者 95.24%	383円

※手当が支給される労働者のうち、交通誘導員Bの割合が高くなっており、令和元年度は61.90%（21人中13人）、令和2年度は76.47%（51人中39人）、令和3年度は56.63%（83人中47人）となっている。

4 市が定める最低額とハローワーク求人賃金下限との比較

(1) 令和4年11月の求人情報との比較

令和4年11月の求人情報のうち、就業場所が「野田市、柏市、松戸市、流山市」の「建築、土木、電気工事に係る建設・土木作業員」について、賞与を含めた求人賃金下限を個別に確認したところ、37件のデータを確認し、野田市（7件）の平均は1,380円、4市の平均は1,479円であった。（詳細は添付資料4（27ページ）参照）

求人情報では、建設業法上のどの職種に該当するのか明確ではないが、求人内容を見ると「普通作業員」又は「軽作業員」に近いと思われることから、金額が低い「軽作業員」の市が定める令和4年度の最低額1,584円と比較すると、求人賃金下限の野田市平均1,380円は204円、4市平均1,479円は105円下回っている。

(2) ハローワーク求人賃金下限（千葉県労働局）との比較

ハローワーク求人賃金は、調査対象月の概ね2か月後に毎月公表されている。月によって変動幅が大きいため、一概に比較するのは難しいが、ここでは千葉県労働局が公表する各年度4月の下限を採用する。なお、賞与は含まれていないことに留意する必要がある。

①平成27年度比による比較

令和4年度の全職種平均の市が定める最低額の上昇（14.78%、375円）は、令和4年度の建設業におけるハローワーク求人賃金下限の上昇（21.39%、222円）に対し、率で0.69倍、金額で1.69倍となっており、上昇率は下回っているが、元の金額が高いため、上昇額では大きく（153円）上回っている。

②前年度比による比較

直近5年間の推移を見ると、全職種平均の市が定める最低額は、右肩上がりに上昇している。建設業におけるハローワーク求人賃金下限は、平成30年度は大きく上昇（15.91%、165円）したが、元年度及び2年度は下降し、3年度以降は再び上昇に転じており、安定していない。

③建設業と職業全体の比較

ハローワーク求人賃金下限における建設業と建設業を含めた職業全体とを平成27年度比で比較すると、令和4年度の建設業におけるハローワーク求人賃金下限の上昇（21.39%、222円）は、令和4年度の職業全体のハローワーク求人賃金下限の上昇（12.35%、122円）を大きく（9.04%、100円）上回っている。前年度比では、直近5年間を見ると、建設業は安定しておらず、職業全体においても安定してはいないが下降したことはない。

【平成27年度比】

区 分	27年度	4年度	上昇率	上昇額
			7年平均	7年平均
市が定める最低額 (全職種平均)	2,538円	2,913円	14.78%	375円
			2.11%	54円
ハローワーク求人賃金 下限【建設業】	1,038円	1,260円	21.39%	222円
			3.06%	32円
ハローワーク求人賃金 下限【職業全体】	988円	1,110円	12.35%	122円
			1.76%	17円
最低賃金	817円	984円	20.44%	167円
			2.92%	24円

【前年比】

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
市が定める最低額 (全職種平均)	金 額	2,698円	2,777円	2,817円	2,857円	2,913円
	上昇額	62円	79円	40円	40円	56円
	上昇率	2.35%	2.93%	1.44%	1.42%	1.96%
ハローワーク求人賃金 下限【建設業】	金 額	1,202円	1,196円	1,184円	1,195円	1,260円
	上昇額	165円	▲6円	▲12円	11円	65円
	上昇率	15.91%	▲0.50%	▲1.00%	0.93%	5.44%
ハローワーク求人賃金 下限【職業全体】	金 額	1,064円	1,065円	1,091円	1,093円	1,110円
	上昇額	26円	1円	26円	2円	17円
	上昇率	2.50%	0.09%	2.44%	0.18%	1.56%
最低賃金	金 額	895円	923円	925円	953円	984円
	上昇額	27円	28円	2円	28円	31円
	上昇率	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%

5 市が定める最低額と賃金構造基本統計調査との比較

賃金構造基本統計調査は、全国における6月の賃金実態の調査であり、翌年3月に公表されているため、令和3年度までの20～24歳の賞与を含めた平均賃金により比較する。

(1) 平成27年度比による比較

令和3年度の全職種平均の市が定める最低額の上昇（12.57%、319円）は、令和3年度の建設業における平均賃金の上昇（10.84%、139円）に対し、率で1.16倍、金額で2.29倍となっており、元の金額が高いため、上昇率の差はさほど大きくないが、上昇額に大きな差（180円）が見られる。

(2) 前年度比による比較

直近3年間の推移を見ると、全職種平均の市が定める最低額は、右肩上がりに上昇している。建設業における平均賃金の上昇は、元年度は大きく下がったのを除き、右肩上がりに上昇している。

(3) 建設業と職業全体の比較

賃金構造基本統計調査における建設業と建設業を含めた職業全体とを平成27年度比で比較すると、令和3年度の建設業における平均賃金の上昇（10.84%、139円）は、令和3年度の職業全体の平均賃金の上昇（11.03%、133円）とほぼ同水準となっている。前年度比では、直近5年間を見ると、建設業は令和元年度に大きく下がったが、令和2年度以降が2.5%程度上昇しているのに対し、職業全体では、令和2年度以降、引上げは僅かとなっている。

【平成 27 年度比】

区 分	27 年度	3 年度	上昇率	上昇額
			6 年平均	6 年平均
市が定める最低額 (全職種平均)	2,538 円	2,857 円	12.57%	319 円
			2.10%	53 円
賃金構造基本統計調査 20～24 歳【建設業】	1,282 円	1,421 円	10.84%	139 円
			1.81%	23 円
賃金構造基本統計調査 20～24 歳【職業全体】	1,206 円	1,339 円	11.03%	133 円
			1.84%	22 円
最低賃金	817 円	953 円	16.65%	136 円
			2.78%	23 円

【前年比】

区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
市が定める最低額 (全職種平均)	金 額	2,636 円	2,698 円	2,777 円	2,817 円	2,857 円
	上昇額	42 円	62 円	79 円	40 円	40 円
	上昇率	1.62%	2.35%	2.93%	1.44%	1.42%
賃金構造基本統計調査 20～24 歳【建設業】	金 額	1,351 円	1,396 円	1,352 円	1,388 円	1,421 円
	上昇額	31 円	45 円	▲44 円	36 円	33 円
	上昇率	2.35%	3.33%	▲3.15%	2.66%	2.38%
賃金構造基本統計調査 20～24 歳【職業全体】	金 額	1,263 円	1,296 円	1,332 円	1,331 円	1,339 円
	上昇額	22 円	33 円	36 円	▲1 円	8 円
	上昇率	1.77%	2.61%	2.78%	▲0.08%	0.60%
最低賃金	金 額	868 円	895 円	923 円	925 円	953 円
	上昇額	26 円	27 円	28 円	2 円	28 円
	上昇率	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%

6 入札参加資格業者名簿に登録している市内建設業者の状況

(1) 登録業者数（各年度 4 月 1 日現在）

工事の登録業者は年々減少傾向にあり、令和 4 年度は、平成 29 年度と比較すると 22 者減少している。

区 分	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	4 年度－29 年度
工事	99	89	92	85	84	77	▲22
コンサル業務	15	12	13	12	12	12	▲3
委託（コンサル除く）	112	107	111	107	108	103	▲9
物品	157	138	148	127	129	124	▲33
合計（延べ）	383	346	364	331	333	316	▲67

(2) 総合評定値

業者数が年々減少する中で、経営規模は年々僅かながら上昇し、経営状況はほぼ横ばいである。

区 分	30 年度	2 年度	4 年度	4 年度－ 30 年度
経営規模（自己資本額、利益額）	625	636	653	28
経営状況（自己資本比率、利益剰余金等）	809	817	815	6
※業者数	89	85	77	▲12

※2年に一度の野田市入札参加資格業者名簿への登録申請において、総合評定値通知書を添付させていることから隔年の比較となっている。

※総合評定値…経営事項審査の結果で、経営規模（454～2,280点）、経営状況（0～1,595点）、技術力、その他審査項目（社会性）を総合的に評価した点数

※経営事項審査…1件の請負代金額が、500万円以上（建築一式工事の場合は、1500万円以上）の公共工事を直接請け負おうとする場合に必ず受けなければならない審査で、建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施

(3) 野田市中企業資金融資制度の認定状況

平成29年度から令和3年度までの建設業における融資の認定状況を見ると、運転資金の中で、運転増加資金は概ね横ばい、経常運転資金は減少傾向となっているが、減少運転資金は、令和3年度に急増しており、事業が不調となっている事業者が増加していることがうかがえる。

種類	区分	29 年度		30 年度		元年度		2 年度		3 年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
運転 資金	市全体	52	—	45	—	32	—	8	—	33	—
	・経常	47	90.38%	38	84.44%	25	78.13%	5	62.50%	20	60.61%
	・増加	5	9.62%	7	15.56%	6	18.75%	3	37.50%	6	18.18%
	・減少	0	0.00%	0	0.00%	1	3.13%	0	0.00%	7	21.21%
	※却下	2	—	2	—	2	—	2	—	6	—
	建設業	15	—	15	—	9	—	0	—	9	—
	・経常	14	93.33%	13	86.67%	7	77.78%	0	0.00%	4	44.44%
	・増加	1	6.67%	2	13.33%	2	22.22%	0	0.00%	1	11.11%
	・減少	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	4	44.44%
	※却下	0	—	1	—	1	—	0	—	0	—

設備 資金	市全体	5	—	8	—	4	—	3	—	4	—
	※却下	2	—	2	—	2	—	2	—	1	—
	建設業	1	—	1	—	1	—	1	—	1	—
	※却下	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—

※運転資金…商品や資材の仕入れ等に必要な資金

- ・ 経常運転資金…事業を現状のままの状態維持、運営し続けるための資金
- ・ 増加運転資金…事業が順調に成長して売上げが伸びているときに必要な資金
- ・ 減少運転資金…事業が不調で売上げが減少しているときに必要な資金

※設備資金…機械、業務用車両の購入等に必要な資金

※却下理由…既に十分な支援を受けているため、既に多額の融資を受けているため

7 令和5年度の市が定める最低額

労働者の労働条件の更なる向上を図るため、公共工事設計労務単価の適用率を引上げが望ましいと考えており、これまでも適用率の引上げの検討に当たっては、公契約条例適用工事において、公共工事設計労務単価の86%以上が支払われている労働者の割合が8割を超えていることを一つの指標としてきたが、2年続けてその割合が8割を超えた。

その一方で、工事に係る市が定める最低額は、公共工事設計労務単価の上昇に比例して上昇している状況の中で、事業者の賃金体系では市が定める最低額以上の賃金を支払うことができないため、条例適用工事に限って最低額をクリアするための手当を支給している実態がある。令和3年度における手当が支給された労働者の割合は1割を超え12.87%となり、平均支給額は383円となり、令和元年度と比較すると、労働者の割合で5.34%、平均支給額で132円上昇しており、今後も更なる上昇が予測され、従事する工事現場によって支給される賃金が異なることにより、事業者の賃金体系に与える影響や労働者における不公平感が大きくなることが懸念される。

また、令和4年11月のハローワーク求人情報のうち、就業場所が「野田市、柏市、松戸市、流山市」の「建築、土木、電気工事に係る建設・土木作業員」に係る求人賃金下限の4市平均1,479円は、軽作業員の市が定める最低額1,584円を105円下回り、野田市平均1,380円にあっては204円下回っており、最低額としては高い水準にある。

さらに、野田市における中小企業資金融資制度の認定状況において、減少運転資金の件数が急増しており、事業が不調となっている事業者の増加がうかがえる。

以上のことから、実質賃金が上昇しない中で労働者の賃金の引上げは望ましいが、賃金の引上げに加えエネルギー価格や物価の上昇により資材調達のコストの増加など事業経営の困難さが増している事情を考慮し、公共工事設計労務単価の適用率は85%を据え置くこととする。

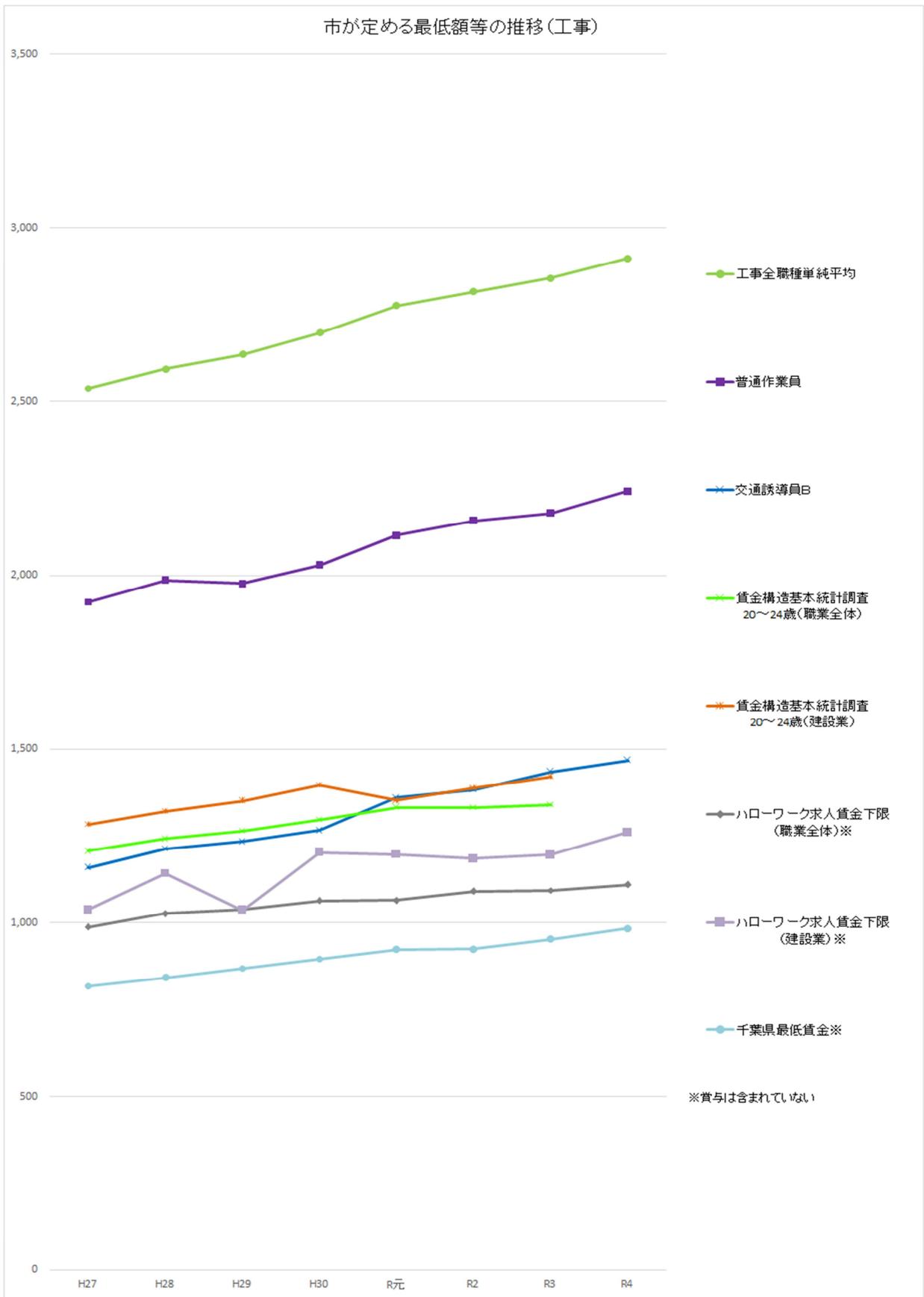
条例の効果は、条例が適用される工事に限られることにより、事業者の賃金体系に影響を与えるなど、一つの自治体の条例では対応に限界があることが浮き彫りとなっていることから、全ての事業者において給与体系全体の底上げが図られるよう、他自治体と共同で国に働きかけを行うため、他自治体との協議を進めていく。

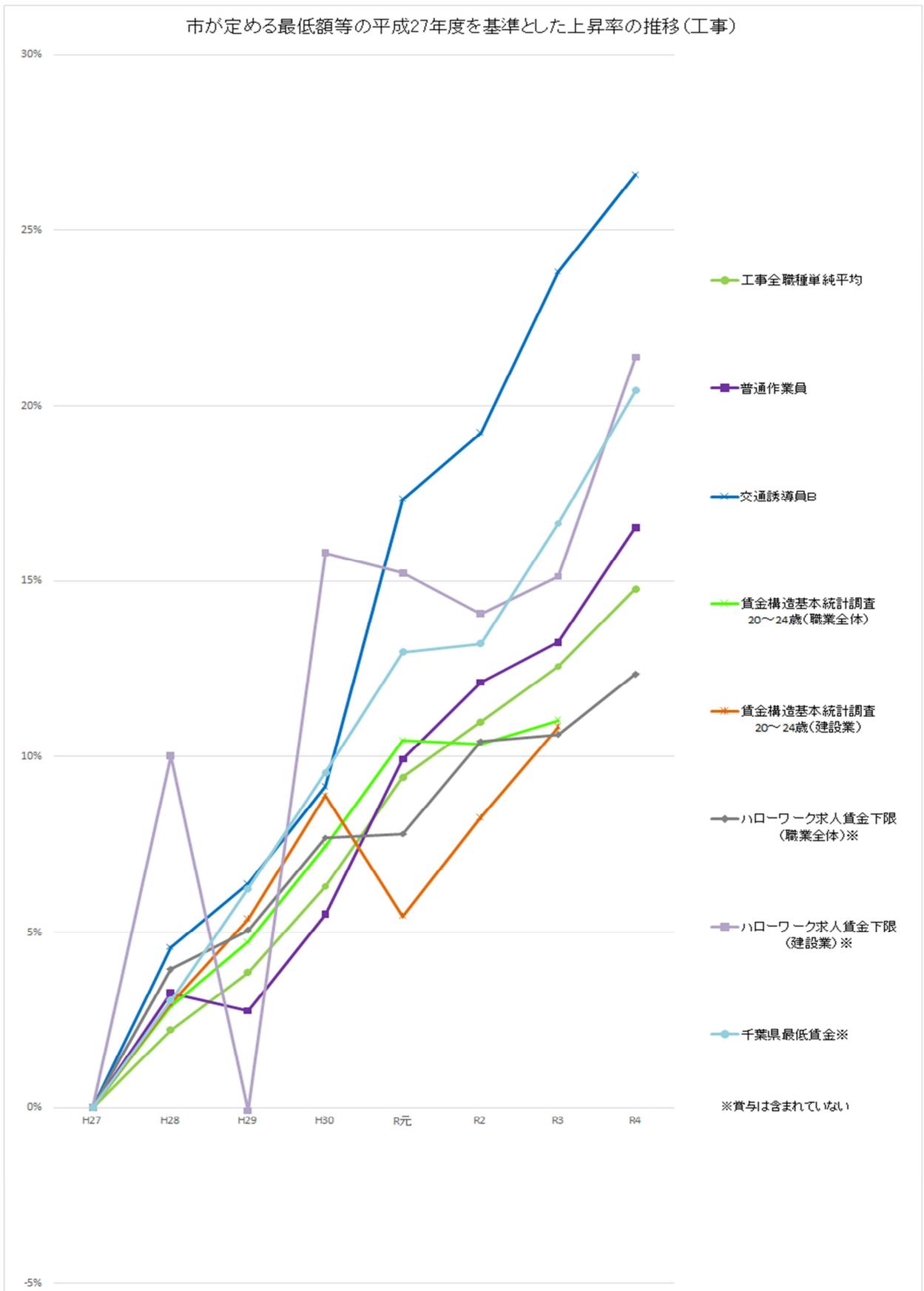
なお、建設業における担い手不足・若者離れが深刻な問題となっており、その解消のためには賃金の引上げだけでなく、長時間労働の是正や週休2日の確保などの労働環境の改善が必要であることから、令和6年度からの罰則付きの時間外労働の上限が適用になることも踏まえ、週休2日制工事の導入を進める。

市が定める最低額等の推移(工事)

単位:円

職種		区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
市が定める最低額	工事全職種単純平均	金額	2,538	2,594	2,636	2,698	2,777	2,817	2,857	2,913	
		H27比	上昇額	-	56	98	160	239	279	319	375
			上昇率	-	2.21%	3.86%	6.30%	9.42%	10.99%	12.57%	14.78%
		前年比	上昇額	-	56	42	62	79	40	40	56
			上昇率	-	2.21%	1.62%	2.35%	2.93%	1.44%	1.42%	1.96%
		普通作業員	金額	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157	2,179	2,242
	H27比		上昇額	-	63	53	106	191	233	255	318
			上昇率	-	3.27%	2.75%	5.51%	9.93%	12.11%	13.25%	16.53%
	前年比		上昇額	-	63	-10	53	85	42	22	63
			上昇率	-	3.27%	-0.50%	2.68%	4.19%	1.99%	1.02%	2.89%
	交通誘導員B		金額	1,159	1,212	1,233	1,265	1,360	1,382	1,435	1,467
		H27比	上昇額	-	53	74	106	201	223	276	308
			上昇率	-	4.57%	6.38%	9.15%	17.34%	19.24%	23.81%	26.57%
		前年比	上昇額	-	53	21	32	95	22	53	32
			上昇率	-	4.57%	1.73%	2.60%	7.51%	1.62%	3.84%	2.23%
賃金構造基本統計調査20～24歳(職業全体)		金額	1,206	1,241	1,263	1,296	1,332	1,331	1,339	-	
	H27比	上昇額	-	35	57	90	126	125	133	-	
		上昇率	-	2.90%	4.73%	7.46%	10.45%	10.36%	11.03%	-	
	前年比	上昇額	-	35	22	33	36	-1	8	-	
		上昇率	-	2.90%	1.77%	2.61%	2.78%	-0.08%	0.60%	-	
	賃金構造基本統計調査20～24歳(建設業)	金額	1,282	1,320	1,351	1,396	1,352	1,388	1,421	-	
H27比		上昇額	-	38	69	114	70	106	139	-	
		上昇率	-	2.96%	5.38%	8.89%	5.46%	8.27%	10.84%	-	
前年比		上昇額	-	38	31	45	-44	36	33	-	
		上昇率	-	2.96%	2.35%	3.33%	-3.15%	2.66%	2.38%	-	
ハローワーク求人賃金下限(職業全体)		金額	988	1,027	1,038	1,064	1,065	1,091	1,093	1,110	
	H27比	上昇額	-	39	50	76	77	103	105	122	
		上昇率	-	3.95%	5.06%	7.69%	7.79%	10.43%	10.63%	12.35%	
	前年比	上昇額	-	39	11	26	1	26	2	17	
		上昇率	-	3.95%	1.07%	2.50%	0.09%	2.44%	0.18%	1.56%	
	ハローワーク求人賃金下限(建設業)	金額	1,038	1,142	1,037	1,202	1,196	1,184	1,195	1,260	
H27比		上昇額	-	104	-1	164	158	146	157	222	
		上昇率	-	10.02%	-0.10%	15.80%	15.22%	14.07%	15.13%	21.39%	
前年比		上昇額	-	104	-105	165	-6	-12	11	65	
		上昇率	-	10.02%	-9.19%	15.91%	-0.50%	-1.00%	0.93%	5.44%	
千葉県最低賃金		金額	817	842	868	895	923	925	953	984	
	H27比	上昇額	-	25	51	78	106	108	136	167	
		上昇率	-	3.06%	6.24%	9.55%	12.97%	13.22%	16.65%	20.44%	
	前年比	上昇額	-	25	26	27	28	2	28	31	
		上昇率	-	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%	





添付資料 4

就業場所が「野田市、柏市、松戸市、流山市」の「建築、土木、電気工事に係る
建設・土木作業員」のハローワーク求人賃金下限額

単位：円

就業場所	事業者	最低賃金…A	時給…B	最低賃金比率 B/A
野田市	A	984	1,369	1.39
	B	984	1,621	1.65
	C	984	1,371	1.39
	D	984	1,125	1.14
	E	984	1,506	1.53
	F	984	1,317	1.34
	G	984	1,349	1.37
	平均		1,380	1.40
柏市	H	984	1,371	1.39
	I	984	1,569	1.59
	J	984	1,575	1.60
	K	984	1,623	1.65
	L	984	2,191	2.23
	M	984	1,527	1.55
	N	984	1,544	1.57
	O	984	1,269	1.29
	P	984	1,096	1.11
	Q	984	1,067	1.08
	R	984	1,432	1.46
	平均		1,479	1.50
松戸市	S	984	1,160	1.18
	T	984	1,499	1.52
	U	984	1,354	1.38
	V	984	1,554	1.58
	W	984	1,409	1.43
	X	984	1,777	1.81
	Y	984	1,800	1.83
	Z	984	1,161	1.18
	AA	984	1,573	1.60
	AB	984	1,524	1.55
	AC	984	1,285	1.31
	AD	984	1,322	1.34
	AE	984	1,673	1.70
	AF	984	1,343	1.37
	AG	984	1,455	1.48
	AH	984	1,593	1.62
平均		1,468	1.49	
流山市	AI	984	1,860	1.89
	AJ	984	2,007	2.04
	AK	984	1,431	1.45
	平均		1,829	1.79
4市平均			1,479	1.50

Ⅲ 令和5年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について

1 令和4年10月発効の地域別最低賃金の状況

(1) 全国の最低賃金

令和3年度と比較すると、30円から33円の引上げ（引上額30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県）となり、最高額（東京都1,072円）と最低額（沖縄県等853円）の差は、219円（令和3年度221円）となった。

(2) 千葉県の最低賃金

千葉県の最低賃金は、984円（令和3年度953円）となり、令和3年度と比較すると、額にして31円、率にして3.25%の上昇となった。47都道府県中、6番目に高い金額となっている。

(3) 全国加重平均

令和4年度の全国加重平均は、961円（令和3年度930円）となり、令和3年度と比較すると、額にして31円、率にして3.33%の上昇となった。

国は、年3%程度を目途として、全国加重平均が1,000円になることを目指すとしており、このまま年3%程度の上昇が続けば、令和6年度に全国加重平均が1,000円を上回る見込みである。

※全国加重平均が1,000円を超えた後の対応について、厚生労働省に問い合わせたところ、現時点では何も決まっておらず、その時の経済情勢等を踏まえ、総合的に勘案して対応を決定するとのことであった。

内 容	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
千葉県最低賃金	895 円	923 円	925 円	953 円	984 円	1,014 円	1,045 円
同 上昇額	27 円	28 円	2 円	28 円	31 円	30 円	31 円
同 上昇率	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%	※3.00%	※3.00%
全国加重平均	874 円	901 円	902 円	930 円	961 円	990 円	1,020 円
同 上昇額	26 円	27 円	1 円	28 円	31 円	29 円	30 円
同 上昇率	3.07%	3.09%	0.11%	3.10%	3.33%	※3.00%	※3.00%

※5年度及び6年度の最低賃金及び全国加重平均の上昇率は3.00%と仮定

2 令和5年度の市が定める最低額設定の考え方

(1) 最低賃金との関係

労働者の適正な労働条件を確保するため、最低賃金を上回るように設定する。

(2) 職種別賃金

最低賃金の大幅な上昇により、職種間の差額が縮小するなど制度の維持が難しいが、職種間バランスを図りながら設定する。

なお、職種別賃金は必要であると考えているが、他自治体と足並みをそろえて共同で国へ働きかけていく上で、職種別賃金が足かせになるのであれば、条例上、職種別賃金をなくすこともあり得る。

(3) 事業者等への影響の考慮

市が定める最低額の大幅な引上げは、事業者の賃金体系に影響を与え、市の負担が過大となることに加え、財政負担の増加を懸念することにより公契約条例の全国への広がりが難しくなることを考慮する。

3 令和5年度の市が定める最低額の設定方法

市が定める最低額が最低賃金に逆転されるおそれがある職種に限定して最低賃金の上昇率を反映して設定する。

ただし、職種間のバランスを維持するため、以下のア～ウのとおり対応する。

なお、令和5年度に生じる新たな市の財政負担は10,921千円（契約期間を考慮しない場合は14,135千円）となる見込みである。

ア 「火葬業務」及び「給食配送員、運転士等」を「施設の維持管理事務員等」に統合する。 ※(2)参照

イ 「栄養士、保育士等」について、市の一般職職員（中級職）の給与を基準に算出すると、最低賃金に逆転されるおそれはないが、直近下位の「介護職員、生活支援員等（国家資格有り）」に逆転されるため、最低賃金の上昇率を反映する。 ※(1)－③参照

ウ 「介護支援専門員」について、これまでは、市パートタイム会計年度任用職員の給与額を採用してきたが、市では当該職種に係るパートタイム会計年度任用職員を採用していないことから、実際の賃金水準を勘案して設定することとする。 ※(4)－②参照

(1) 最低賃金の上昇率を反映する職種

① 清掃業務、調理員等

市の一般職職員（労務職）の給与を基準としているが、令和4年度の市が定める最低額（1,011円）では、令和5年度の最低賃金（3.0%上昇すると仮定して1,014円）に逆転されるおそれがあるため、令和3年度から令和4年度への最低賃金の上昇率（3.25%）を反映させる。

職 種	4年度	上昇率	5年度
清掃業務、調理員等	1,011円	3.25%	1,044円

② 介護職員、生活支援員等

社会福祉法人野田みどり会の給与を基準としているが、「国家資格を有しない者」について、令和4年度の市が定める最低額（1,018円）では、令和5年度の最低賃金（3.0%上昇すると仮定して1,014円）に逆転されるおそれがある（最低賃金との差が10円未満）ため、令和3年度から令和4年度への最低賃金の上昇率（3.25%）を反映させる。

「国家資格を有する者」についても、令和3年度から令和4年度への最低賃金の上昇率（3.25%）を反映させる。

なお、これまで最低額の算定には含めていなかった「処遇改善加算」については、介護報酬又は障害福祉サービス報酬に組み込まれ、一過性のものでなくなっていることから、算定に含めることとする。

職 種	4年度	上昇率	5年度
介護職員、生活支援員等（国家資格を有しない者）	1,018円	3.25%	1,052円
介護職員、生活支援員等（国家資格を有する者）	1,077円	3.25%	1,113円

③ 栄養士、保育士等

市の一般職職員（中級職）の給与を基準としているが、基準どおりに設定すると1,107円となり、直近下位の「介護職員、生活支援員等（国家資格を有する者）」の1,113円（(1)－②参照）に逆転されるため、令和3年度から令和4年度への最低賃金の上昇率（3.25%）を反映させる。

なお、これまで最低額の算定には含めていなかった「処遇改善加算」については、公定価格に組み込まれ一過性のものでなくなっていることから、算定に含めることとする。

職 種	4年度	上昇率	5年度
栄養士、保育士等	1,084円	3.25%	1,120円

(2) 市の一般職職員の給与を基準とする職種

「火葬業務」、「施設の維持管理事務員等」、「給食配送員、運転士等」、「栄養士、保育士等」、「看護師、機能訓練指導員」、「学芸員、生活相談員等」が対象の職種となる。（「栄養士、保育士等」は、(1)－③参照）

令和4年8月の人事院勧告に基づき、市職員の給料表の改定を行う予定であることから、「施設の維持管理事務員等」、「看護師、機能訓練指導員」、「学芸員、生活相談員等」について、人事院勧告を反映した給料表に基づき次のとおり設定する。

職 種	4年度	上昇率	5年度
施設の維持管理事務員等	1,043円	2.59%	1,070円
看護師、機能訓練指導員	1,134円	1.76%	1,154円
学芸員、生活相談員等	1,192円	1.59%	1,211円

「火葬業務」及び「給食配送員、運転士等」は、給料表に基づき設定するとそれぞれ1,062円、1,076円となるが、職種間のバランスを保つため、金額が近い「施設の維持管理事務員等」（1,070円）に統合する。

職 種	4年度	上昇率	5年度
火葬業務	1,034円	3.48%	1,070円
給食配送員、運転士等	1,051円	1.81%	1,070円

(3) 建築保全業務労務単価その他公的機関が定める基準を基準とする職種

「施設の警備及び駐車場の整理業務等」及び「設備の運転管理及び保守点検業務等」について、建築保全業務労務単価を基準としている。

国土交通省から公表される東京地区の建築保全業務労務単価により、「施設の警備及び駐車場の整理業務等」は『警備員C』、「設備の運転管理及び保守点検業務等」は『保全技術員補』の日割基礎単価を時給換算した80%の額としており、公表された令和5年度の建築保全業務労務単価に基づき算出する。

職 種	4年度	上昇率	5年度
施設の警備及び駐車場の整理業務等	1,300円	2.31%	1,330円
設備の運転管理及び保守点検業務等	1,750円	2.29%	1,790円

(4) 実際の賃金水準を勘案する職種

① 店長

実際の売上金で全てを賄うこととする指定管理協定における特殊な職種であり、更新年度である令和5年度に引上げを検討するとしていた。

就業場所が東葛地域の「小売店店長」のハローワークの求人賃金下限を確認したところ、10件のデータを確認し、その平均額は1,229円であった。

その平均額を踏まえ、指定管理期間中に、当該指定管理協定におけるもう一つの職種「販売員」（令和5年度の最低額は、(1)－①「清掃業務、調理員等」参照）に逆転されることがないようにバランスを考慮し、1,250円とする。

職 種	4年度	上昇率	5年度
店長	1,100円	13.64%	1,250円

【参考】就業場所が東葛地域の「小売店店長」のハローワーク求人賃金下限

就業場所	事業者	最低賃金 A	時給 B	最低賃金比率 B/A
野田市	a	984円	1,052円	1.07
野田市	b	984円	1,183円	1.20
野田市	c	984円	1,322円	1.34
柏市	d	984円	1,041円	1.06
柏市	e	984円	984円	1.00
浦安市	f	984円	1,073円	1.09
浦安市	g	984円	1,337円	1.36
八千代市	h	984円	1,744円	1.77
八千代市	i	984円	1,180円	1.20
市川市	j	984円	1,375円	1.40
		平均	1,229円	1.25
		野田市最低額	1,250円	1.27

【参考】「店長」と「販売員」の最低額の推移（推計）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
店 長	1,250円	1,250円	1,250円	1,250円	1,250円
販売員	1,044円	1,076円	1,109円	1,143円	1,178円
差 額	206円	174円	141円	107円	72円
最低賃金	1,014円	1,045円	1,077円	1,110円	1,144円

※毎年度、最低賃金が3%上昇すると仮定。販売員は、毎年最低賃金に逆転されるおそれがあることから、毎年度、最低賃金の上昇率を反映。

② 介護支援専門員

これまでは、市パートタイム会計年度任用職員の給与額を採用してきたが、市では当該職種に係るパートタイム会計年度任用職員を採用していないことから、実際の賃金水準を勘案して設定することとする。

就業場所が野田市の「介護支援専門員・ケアマネージャー」のハローワーク求人賃金下限を確認したところ、11件のデータを確認し、その平均は1,373円であった。平均額が野田市の最低額を20円上回っているが、求人賃金下限は、実際に求人募集する際の金額であり、そのまま最低額の基準にすることは適切ではないことから、据え置くこととする。

職 種	4年度	上昇率	5年度
介護支援専門員	1,353円	0%	1,353円

【参考】 就業場所が野田市の「介護支援専門員・ケアマネージャー」のハローワーク求人賃金下限

事業者	最低賃金 A	時給 B	最低賃金比率 B/A
a	984円	1,099円	1.12
b	984円	1,255円	1.28
c	984円	1,420円	1.44
d	984円	1,471円	1.49
e	984円	1,421円	1.44
f	984円	1,339円	1.36
g	984円	1,465円	1.49
h	984円	1,364円	1.39
i	984円	1,337円	1.36
j	984円	1,528円	1.55
k	984円	1,408円	1.43
平均		1,373円	1.40
野田市の最低額		1,353円	1.38

【参考】 千葉県における「社会福祉の専門的職業」の令和4年度の求人賃金下限の推移

4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均
1,175円	1,164円	1,239円	1,175円	1,147円	1,163円	1,177円

※社会福祉の専門的職業：福祉相談員、福祉施設指導専門員、保育士、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカーなど

令和5年度の市が定める最低額

職 種	設定方法	4年度 最低額	5年度最低額	
			原則	対応案
最低賃金		984円	1,014円※	
清掃業務、調理員等	(1)－①	1,011円	1,044円	1,044円
介護職員、生活支援員等（国家資格無し）	(1)－②	1,018円	1,052円	1,052円
火葬業務	ア、(2)	1,034円	1,062円	1,070円
施設の維持管理事務員等	ア、(2)	1,043円	1,070円	1,070円
給食配送員、運転士等	ア、(2)	1,051円	1,076円	1,070円
介護職員、生活支援員等（国家資格有り）	(1)－②	1,077円	1,113円	1,113円
栄養士、保育士等	ア、(1)－③	1,084円	1,107円	1,120円
看護師、機能訓練指導員	(2)	1,134円	1,154円	1,154円
学芸員、生活相談員等	(2)	1,192円	1,211円	1,211円
店長	(4)	1,100円	1,250円	1,250円
施設の警備及び駐車場の整理業務等	(3)－①	1,300円	1,330円	1,330円
介護支援専門員	ウ、(3)－②	1,353円	1,353円	1,353円
設備の運転管理及び保守点検業務等	(3)－①	1,750円	1,790円	1,790円

※…3.00%上昇すると仮定して算出

【参考資料】

平成27年度以降の市が定める最低額、賃金構造基本統計調査、千葉県におけるハローワーク求人賃金下限及び最低賃金の金額等の推移は添付資料5（36ページ）参照、平成27年度を基準とした金額及び上昇率の推移（グラフ）は添付資料6（37ページ）及び添付資料7（38ページ）参照、保育士を基準とした公契約条例の最低額、賃金構造基本統計調査及びハローワーク求人賃金下限の比較は添付資料8（39ページ）

添付資料5

市が定める最低額等の推移(業務委託、指定管理)

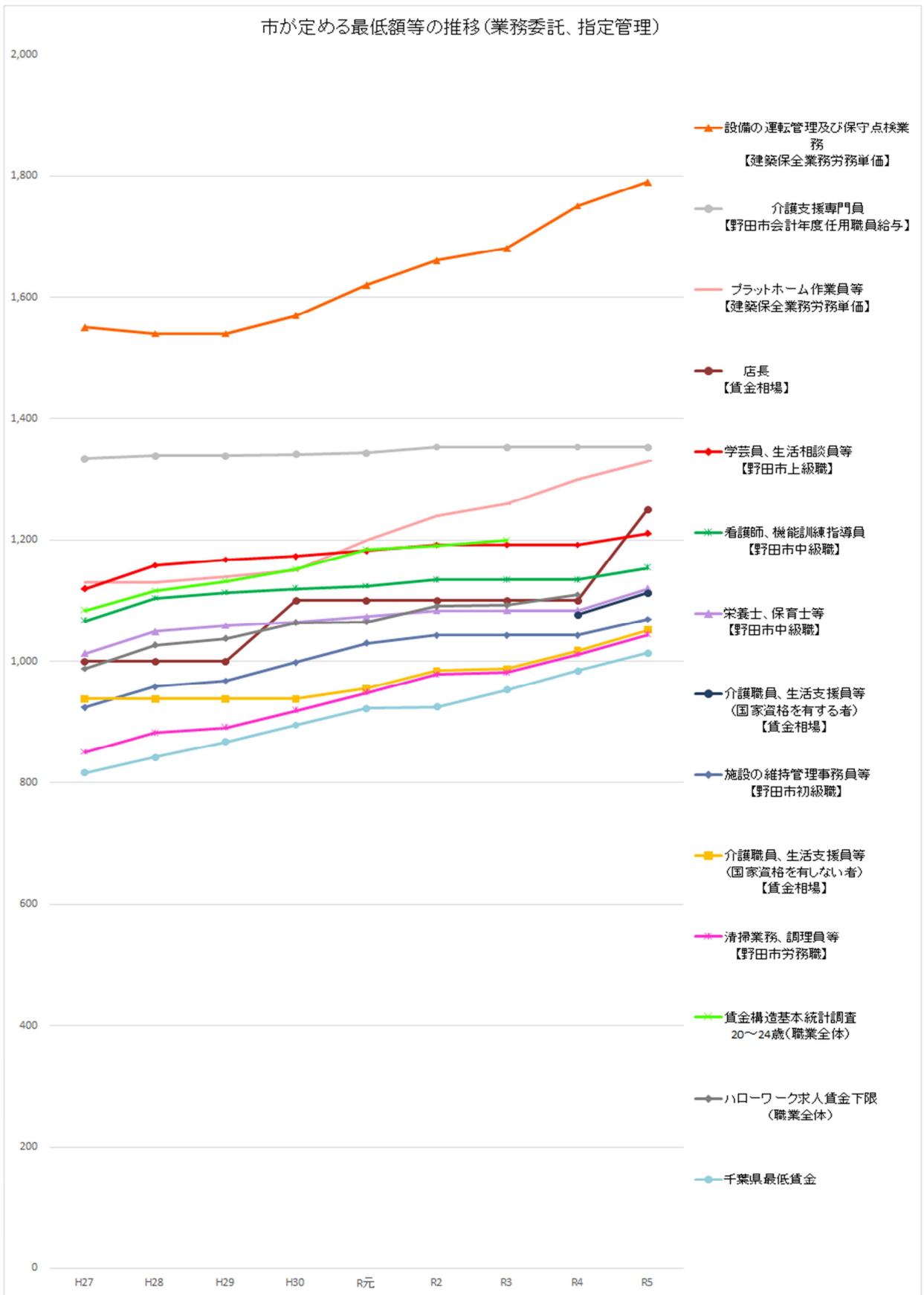
単位:円

職種	区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5		
		金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額		
市が定める最低額	設備の運転管理及び保守点検業務【建築保全業務労務単価】	金額	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	1,790	
		H27比	上昇額	-	-10	-10	20	70	110	130	200	240
		上昇率	-	-0.65%	-0.65%	1.29%	4.52%	7.10%	8.39%	12.90%	15.48%	
		前年比	上昇額	-	-10	0	30	50	40	20	70	40
	上昇率	-	-0.65%	0.00%	1.95%	3.18%	2.47%	1.20%	4.17%	2.29%		
	介護支援専門員【野田市会計年度任用職員給与】	金額	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	1,353	1,353	1,353	1,353	
		H27比	上昇額	-	5	5	7	9	19	19	19	19
		上昇率	-	0.37%	0.37%	0.52%	0.67%	1.42%	1.42%	1.42%	1.42%	
		前年比	上昇額	-	5	0	2	2	10	0	0	0
	上昇率	-	0.37%	0.00%	0.15%	0.15%	0.74%	0.00%	0.00%	0.00%		
	施設の警備及び駐車場の整理業務等【建築保全業務労務単価】	金額	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	1,300	1,330	
		H27比	上昇額	-	0	10	20	70	110	130	170	200
上昇率		-	0.00%	0.88%	1.77%	6.19%	9.73%	11.50%	15.04%	17.70%		
前年比		上昇額	-	0	10	10	50	40	20	40	30	
上昇率	-	0.00%	0.88%	0.88%	4.35%	3.33%	1.61%	3.17%	2.31%			
店長【賃金相場】	金額	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,250		
	H27比	上昇額	-	0	0	100	100	100	100	100	250	
	上昇率	-	0.00%	0.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	25.00%		
	前年比	上昇額	-	0	0	100	0	0	0	0	150	
上昇率	-	0.00%	0.00%	10.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	13.64%			
学芸員、生活相談員等【野田市上級職】	金額	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192	1,211		
	H27比	上昇額	-	38	47	53	62	72	72	72	91	
	上昇率	-	3.39%	4.20%	4.73%	5.54%	6.43%	6.43%	6.43%	8.13%		
	前年比	上昇額	-	38	9	6	9	10	0	0	19	
上昇率	-	3.39%	0.78%	0.51%	0.77%	0.85%	0.00%	0.00%	0.00%	1.59%		
看護師、機能訓練指導員【野田市中級職】	金額	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134	1,154		
	H27比	上昇額	-	37	46	53	57	67	67	67	87	
	上昇率	-	3.47%	4.31%	4.97%	5.34%	6.28%	6.28%	6.28%	8.15%		
	前年比	上昇額	-	37	9	7	4	10	0	0	20	
上昇率	-	3.47%	0.82%	0.63%	0.36%	0.89%	0.00%	0.00%	0.00%	1.76%		
栄養士、保育士等【野田市中級職】	金額	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	1,120		
	H27比	上昇額	-	36	46	52	61	71	71	71	107	
	上昇率	-	3.55%	4.54%	5.13%	6.02%	7.01%	7.01%	7.01%	10.56%		
	前年比	上昇額	-	36	10	6	9	10	0	0	36	
上昇率	-	3.55%	0.95%	0.57%	0.85%	0.93%	0.00%	0.00%	0.00%	3.32%		
介護職員、生活支援員等(国家資格有り)【賃金相場】	金額	-	-	-	-	-	-	-	1,077	1,113		
	H27比	上昇額	-	-	-	-	-	-	-	36		
	上昇率	-	-	-	-	-	-	-	-	3.34%		
	前年比	上昇額	-	-	-	-	-	-	-	36		
上昇率	-	-	-	-	-	-	-	-	3.34%			
施設の維持管理事務員等【野田市初級職】	金額	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043	1,070		
	H27比	上昇額	-	34	44	74	106	119	119	119	146	
	上昇率	-	3.68%	4.76%	8.01%	11.47%	12.88%	12.88%	12.88%	15.80%		
	前年比	上昇額	-	34	10	30	32	13	0	0	27	
上昇率	-	3.68%	1.04%	3.10%	3.21%	1.26%	0.00%	0.00%	0.00%	2.59%		
市が定める最低額	金額	938	938	938	938	955	985	988	1,018	1,052		
	H27比	上昇額	-	0	0	0	17	47	50	80	114	
	上昇率	-	0.00%	0.00%	0.00%	1.81%	5.01%	5.33%	8.53%	12.15%		
	前年比	上昇額	-	0	0	0	17	30	3	30	34	
上昇率	-	0.00%	0.00%	0.00%	1.81%	3.14%	0.30%	3.04%	3.34%			
清掃業務、調理員等【野田市労務職】	金額	850	882	891	919	948	978	981	1,011	1,044		
	H27比	上昇額	-	32	41	69	98	128	131	161	194	
	上昇率	-	3.76%	4.82%	8.12%	11.53%	15.06%	15.41%	18.94%	22.82%		
	前年比	上昇額	-	32	9	28	29	30	3	30	33	
上昇率	-	3.76%	1.02%	3.14%	3.16%	3.16%	0.31%	3.06%	3.26%			
賃金構造基本統計調査20~24歳(職業全体)	金額	1,084	1,116	1,132	1,151	1,184	1,191	1,199	-	-		
	H27比	上昇額	-	32	48	67	100	107	115	-	-	
	上昇率	-	2.95%	4.43%	6.18%	9.23%	9.87%	10.61%	-	-		
	前年比	上昇額	-	32	16	19	33	7	8	-	-	
上昇率	-	2.95%	1.43%	1.68%	2.87%	0.59%	0.67%	-	-			
ハローワーク求人賃金下限(職業全体) ※2	金額	988	1,027	1,038	1,064	1,065	1,091	1,093	1,110	-		
	H27比	上昇額	-	39	50	76	77	103	105	122	-	
	上昇率	-	3.95%	5.06%	7.69%	7.79%	10.43%	10.63%	12.35%	-		
	前年比	上昇額	-	39	11	26	1	26	2	17	-	
上昇率	-	3.95%	1.07%	2.50%	0.09%	2.44%	0.18%	1.56%	-			
千葉県最低賃金 ※3	金額	817	842	868	895	923	925	953	984	1,014		
	H27比	上昇額	-	25	51	78	106	108	136	167	197	
	上昇率	-	3.06%	6.24%	9.55%	12.97%	13.22%	16.65%	20.44%	24.11%		
	前年比	上昇額	-	25	26	27	28	2	28	31	30	
上昇率	-	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%	3.05%			

※1…介護職員、生活支援員等(国家資格を有する者)はR4との比較

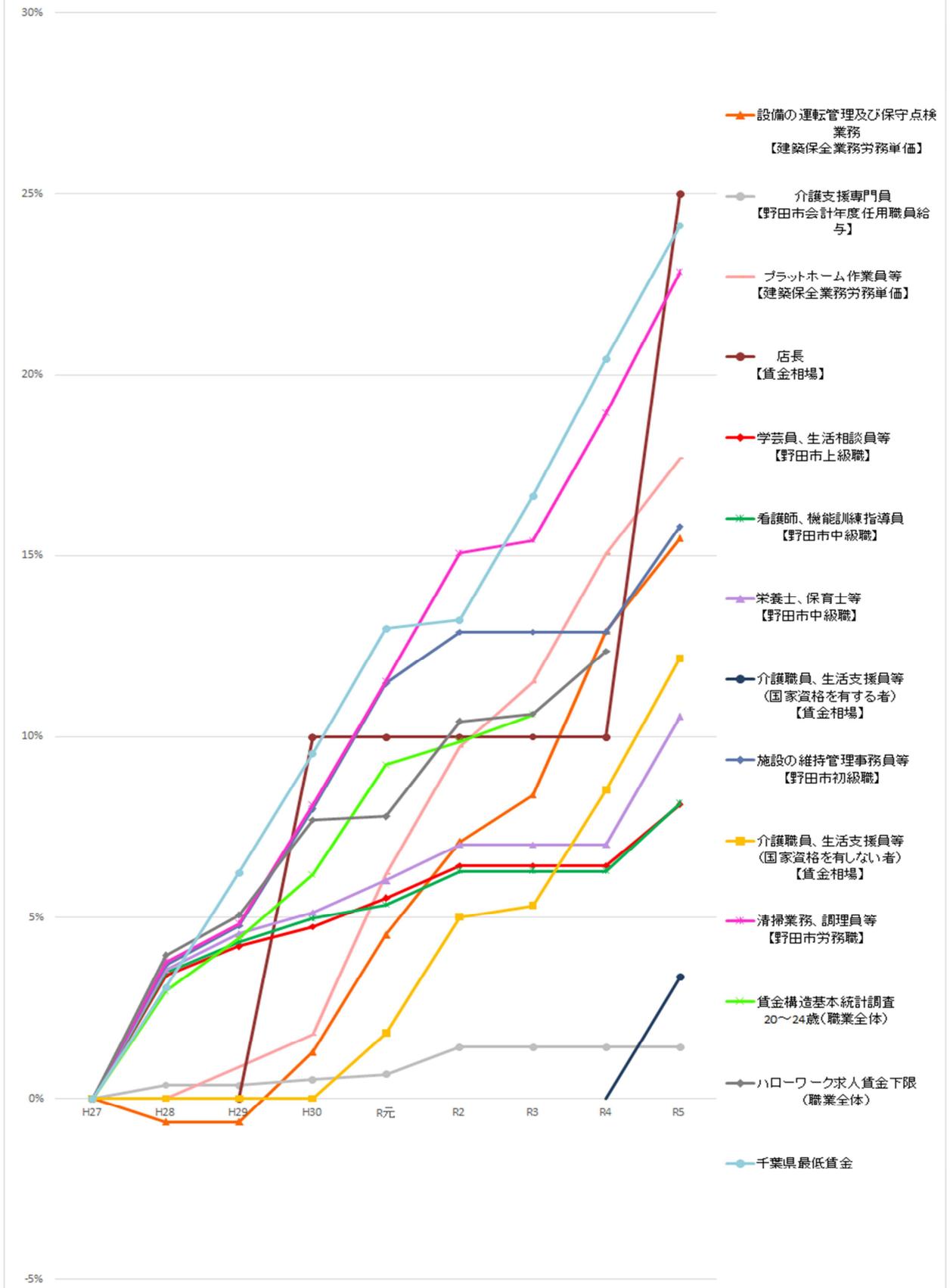
※2…千葉県労働局が公表する各年度4月の求人賃金下限

※3…R5最低賃金は、上昇率を3.00%と仮定して算出



添付資料 7

市が定める最低額等の平成27年度を基準とした上昇率の推移(業務委託、指定管理)



添付資料 8

保育士を基準とした公契約条例の最低額、賃金構造基本統計調査及びハローワーク求人賃金下限額の比較

No.	職種	令和3年度公契約条例の最低額(円)	賃金構造基本統計調査20～24歳平均給与(円)	ハローワーク求人賃金下限額(円)	公契約条例の最低額	賃金構造基本統計調査	ハローワーク
1	施設の設備又は機器の保守点検業務	1,680	1,184	1,123	1.55	0.96	0.98
2	施設の設備又は機器の運転又は管理業務	1,680	1,184	1,123	1.55	0.96	0.98
3	プラント保安要員	1,680	1,184	1,123	1.55	0.96	0.98
4	中央操作員	1,680	1,184	1,123	1.55	0.96	0.98
5	重機オペレータ	1,680	1,184	1,123	1.55	0.96	0.98
6	給食設備管理員	1,680	1,184	1,123	1.55	0.96	0.98
7	介護支援専門員	1,353	1,136	1,148	1.25	0.92	1.00
8	施設の警備及び駐車場の整理業務	1,260	1,049	1,077	1.16	0.85	0.94
9	プラントホーム作業員	1,260	1,274	1,057	1.16	1.03	0.92
10	保健師	1,192	988	1,567	1.10	0.80	1.36
11	図書館業務従事者	1,192	1,371	1,350	1.10	1.11	1.18
12	学芸員	1,192	1,371	1,350	1.10	1.11	1.18
13	生活相談員	1,192	1,295	1,148	1.10	1.05	1.00
14	看護師	1,134	1,526	1,567	1.05	1.24	1.36
15	准看護師	1,134	1,182	1,567	1.05	0.96	1.36
16	機能訓練指導員	1,134	1,373	1,148	1.05	1.11	1.00
17	店長	1,100	1,151	1,000	1.01	0.93	0.87
18	相談支援専門員	1,084	1,295	1,148	1.00	1.05	1.00
19	訪問支援員	1,084	1,295	1,148	1.00	1.05	1.00
20	児童指導員	1,084	1,295	1,148	1.00	1.05	1.00
21	栄養士	1,084	1,183	1,174	1.00	0.96	1.02
22	保育士	1,084	1,235	1,148	1	1	1
23	運転士	1,051	850	1,284	0.97	0.69	1.12
24	給食配送員(運搬員)	1,051	1,274	1,057	0.97	1.03	0.92
25	コンピュータ指導員	1,043	1,180	1,350	0.96	0.96	1.18
26	トレーニング室トレーナー	1,043	1,180	1,350	0.96	0.96	1.18
27	施設の維持管理事務員	1,043	1,167	1,032	0.96	0.94	0.90
28	水泳場管理業務	1,043	1,184	995	0.96	0.96	0.87
29	施設の電話交換業務	1,032	1,235	1,032	0.95	1.00	0.90
30	施設の受付及び案内業務	1,032	1,157	1,032	0.95	0.94	0.90
31	舞台機器操作業務	1,032	1,167	1,250	0.95	0.94	1.09
32	火葬業務	1,003	1,161	1,056	0.93	0.94	0.92
33	職業指導員	988	1,295	1,148	0.91	1.05	1.00
34	介護職員	988	1,214	1,134	0.91	0.98	0.99
35	生活支援員	988	1,214	1,148	0.91	0.98	1.00
36	支援員	988	1,214	1,148	0.91	0.98	1.00
37	手選別作業員	988	1,067	1,008	0.91	0.86	0.88
38	事務補助員	981	1,138	1,032	0.90	0.92	0.90
39	コミュニティ会館業務従事者	981	1,138	1,032	0.90	0.92	0.90
40	夜間業務従事者	981	1,138	1,032	0.90	0.92	0.90
41	計量業務員	981	1,138	1,032	0.90	0.92	0.90
42	販売員	981	1,151	1,000	0.90	0.93	0.87
43	給食調理員 調理員	981	1,095	1,002	0.90	0.89	0.87
44	給食配膳員	981	1,073	1,010	0.90	0.87	0.88
45	駐輪場整理業務	981	1,470	995	0.90	1.19	0.87
46	水泳場救助員・監視員	981	1,132	1,077	0.90	0.92	0.94
47	清掃業務	981	996	1,015	0.90	0.81	0.88
48	除草作業員	981	1,067	1,008	0.90	0.86	0.88
49	用務員	981	1,067	1,008	0.90	0.86	0.88
50	学芸員補助	981	1,371	1,350	0.90	1.11	1.18
51	資料整理員	981	1,138	1,032	0.90	0.92	0.90
52	生活支援員補助	981	1,214	1,148	0.90	0.98	1.00
53	手選別作業員(障がい者等)	953	1,067	1,008	0.88	0.86	0.88

※賃金構造基本統計調査は、厚生労働省が公表する令和3年賃金構造基本統計調査(6月時)の職種(小分類)、年齢階級別、企業規模10～99人を適用

※ハローワーク求人賃金下限額は、千葉労働局が公表する令和4年3月の常用的パートタイム求人賃金下限額を適用

市長が定める賃金の最低額（工事又は製造の請負の契約）

H22からH24まで：公共工事設計労務単価の80%以上

H25以後：同単価の85%以上

(円/時間)

職種	H22	H23	H24	H25	H26. 2	H26. 4	H27. 2	H28. 2	H29. 3	H30. 3	H31. 3	R2. 3	R3. 3	R4. 3
1 特殊作業員	1,680	1,650	1,630	2,040	2,232	2,232	2,274	2,359	2,349	2,412	2,519	2,561	2,572	2,667
2 普通作業員	1,330	1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157	2,179	2,242
3 軽作業員	1,030	1,010	1,030	1,297	1,371	1,371	1,392	1,445	1,435	1,477	1,541	1,573	1,584	1,584
4 造園工	1,560	1,600	1,570	1,987	2,094	2,094	2,136	2,115	2,136	2,210	2,253	2,253	2,295	2,338
5 法面工	1,620	1,650	1,750	2,210	2,391	2,391	2,465	2,550	2,593	2,635	2,699	2,731	2,731	2,827
6 とび工	1,730	1,770	1,870	2,359	2,550	2,550	2,635	2,731	2,784	2,837	2,901	2,944	2,997	2,997
7 石工	1,930	1,890	1,940	2,455	2,582	2,582	2,625	2,593	2,752	2,859	2,912	2,922	2,922	2,922
8 ブロック工	1,940	1,910	1,880	2,285	2,402	2,402	2,465	2,391	2,540	2,635	2,689	2,689	2,689	2,689
9 電工	1,790	1,820	1,830	2,189	2,285	2,285	2,285	2,264	2,306	2,359	2,487	2,487	2,508	2,604
10 鉄筋工	1,800	1,840	1,900	2,391	2,593	2,593	2,678	2,774	2,827	2,880	2,944	2,986	2,986	3,050
11 鉄骨工	1,690	1,650	1,690	2,136	2,317	2,317	2,391	2,476	2,519	2,561	2,625	2,657	2,657	2,657
12 塗装工	1,710	1,710	1,820	2,295	2,487	2,487	2,572	2,667	2,710	2,763	2,827	2,859	2,954	3,071
13 溶接工	1,840	1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922	2,986	3,029	3,124	3,124
14 特殊運転手	1,640	1,650	1,680	2,115	2,221	2,221	2,264	2,349	2,338	2,402	2,508	2,550	2,593	2,667
15 一般運転手	1,550	1,520	1,510	1,892	1,987	1,987	2,019	2,094	2,083	2,136	2,232	2,264	2,295	2,380
16 潜かん工	適用外	2,060	2,070	2,540	2,752	2,752	2,827	2,975	3,029	3,082	3,156	3,188	3,230	3,305
17 潜かん世話役		2,450	2,460	3,018	3,252	3,252	3,347	3,517	3,581	3,645	3,730	3,772	3,804	3,921
18 さく岩工	1,710	1,750	1,830	2,306	2,497	2,497	2,593	2,816	2,869	2,922	3,145	3,177	3,284	3,326
19 トンネル特殊工	1,840	1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	3,050	3,124	3,209	3,209	3,284
20 トンネル作業員	1,580	1,540	1,640	2,062	2,232	2,232	2,317	2,412	2,455	2,497	2,550	2,582	2,635	2,689
21 トンネル世話役	2,040	2,050	2,160	2,731	2,954	2,954	3,050	3,177	3,230	3,358	3,432	3,592	3,592	3,613
22 橋りょう特殊工	2,010	1,970	2,020	2,540	2,795	2,795	2,890	2,997	3,050	3,103	3,177	3,220	3,252	3,252
23 橋りょう塗装工	2,130	2,050	2,100	2,646	2,859	2,859	2,965	3,092	3,145	3,199	3,273	3,315	3,315	3,315
24 橋りょう世話役	2,280	2,230	2,290	2,890	3,135	3,135	3,241	3,358	3,422	3,485	3,570	3,613	3,730	3,751
25 土木一般世話役	1,840	1,800	1,860	2,264	2,380	2,380	2,412	2,380	2,412	2,497	2,540	2,550	2,635	2,742
26 高級船員	適用外	2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039	3,092	3,103	3,241	3,241
27 普通船員		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264	2,306	2,285	2,317	2,402	2,444	2,455	2,561	2,572
28 潜水士		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080	4,176	4,229	4,261	4,367
29 潜水連絡員		1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901	2,965	3,007	3,103	3,220
30 潜水送気員		1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901	2,965	3,007	3,050	3,156
31 山林砂防工		1,980	1,990	2,519	2,657	2,657	2,710	2,678	2,710	2,805	2,859	2,859	2,859	2,859
32 軌道工	2,950	3,020	3,210	4,049	4,389	4,389	4,537	4,697	4,782	4,867	4,984	5,037	5,207	5,409
33 型わく工	1,660	1,660	1,700	2,147	2,327	2,327	2,402	2,487	2,529	2,572	2,635	2,667	2,699	2,720
34 大工	1,910	1,870	1,930	2,434	2,635	2,635	2,710	2,540	2,582	2,625	2,689	2,720	2,720	2,720
35 左官	1,760	1,730	1,780	2,338	2,529	2,529	2,614	2,710	2,752	2,805	2,869	2,901	2,901	2,954
36 配管工	1,820	1,780	1,710	2,051	2,147	2,147	2,179	2,157	2,200	2,253	2,370	2,370	2,444	2,508
37 はつり工	1,620	1,580	1,680	2,200	2,380	2,380	2,391	2,487	2,529	2,572	2,635	2,667	2,667	2,720
38 防水工	1,710	1,750	1,880	2,465	2,678	2,678	2,763	2,869	2,922	2,975	3,039	3,082	3,082	3,124
39 板金工	1,700	1,740	1,820	2,380	2,572	2,572	2,657	2,752	2,805	2,859	2,922	2,965	3,039	3,092
40 タイル工	1,820	1,780	1,830	2,306	2,497	2,497	2,561	2,253	2,295	2,349	2,423	2,476	2,508	2,572
41 サッシ工	1,680	1,650	1,690	2,189	2,370	2,370	2,444	2,529	2,572	2,614	2,678	2,710	2,720	2,827
42 屋根ふき工	1,620	1,610	1,590	1,977	2,115	2,115	2,210	2,317	2,391	2,465	2,550	2,614	2,635	2,710
43 内装工	1,740	1,710	1,750	2,264	2,444	2,444	2,625	2,720	2,763	2,816	2,880	2,922	2,954	2,954
44 ガラス工	1,640	1,630	1,660	2,104	2,285	2,285	2,370	2,465	2,508	2,550	2,614	2,646	2,731	2,805
45 建具工	1,560	1,560	1,870	2,359	2,455	2,455	2,317	2,412	2,455	2,497	2,572	2,635	2,667	2,742
46 ダクト工	1,570	1,600	1,580	1,966	2,147	2,147	2,147	2,125	2,168	2,221	2,338	2,338	2,402	2,487
47 保温工	1,740	1,680	1,650	1,966	2,125	2,125	2,200	2,189	2,232	2,285	2,402	2,412	2,412	2,455
48 建築ブロック工	1,700	1,660	1,690	2,136	2,264	2,264	2,349	2,465	2,370	2,423	2,497	2,561	2,593	2,657
49 設備機械工	1,820	1,770	1,700	2,125	2,232	2,232	2,242	2,221	2,264	2,317	2,444	2,444	2,444	2,476
50 交通誘導員A	910	920	920	1,148	1,297	1,297	1,339	1,392	1,424	1,456	1,562	1,594	1,605	1,679
51 交通誘導員B	850	860	840	1,042	1,137	1,137	1,159	1,212	1,233	1,265	1,360	1,382	1,435	1,467
51職種平均	1,722	1,777	1,818	2,285	2,455	2,455	2,520	2,579	2,622	2,684	2,763	2,798	2,837	2,892

職種		H22	H23	H24	H25	H26. 2	H26. 4	H27. 2	H28. 2	H29. 3	H30. 3	H31. 3	R2. 3	R3. 3	R4. 3
52	電気通信技術者	適用外	2,650	2,680	2,869	2,869	2,880	2,997	3,071	3,103	3,188	3,326	3,379	3,390	3,517
53	電気通信技術員		1,830	1,840	1,966	1,966	1,977	2,019	2,062	2,083	2,147	2,232	2,274	2,285	2,370
54	製作工（橋梁）		2,240	2,450	2,689	2,752	2,752	2,784	2,805	2,859	2,859	2,880	2,922	2,922	2,954
55	機械工		1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922	2,986	3,029	3,124	3,124
56	助手		1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157	2,179	2,242
57	船団長		2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039	3,092	3,103	3,241	3,241
58	潜水世話役		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080	4,176	4,229	4,261	4,367
59	船夫		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264								
60	機械設備製作工		2,270	2,260	2,402	2,402	2,402	2,423	2,423	2,465	2,540	2,614	2,689	2,699	2,710
61	機械設備据付工		1,960	1,950	2,104	2,147	2,147	2,147	2,147	2,179	2,232	2,317	2,550	2,593	2,720
全職種平均			1,828	1,867	2,312	2,469	2,470	2,538	2,594	2,636	2,698	2,777	2,817	2,857	2,913

市長が定める賃金の最低額（業務委託契約）

(円/時)

業種・職種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	
設備の運転管理及び保守点検業務	829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750	
施設の清掃業務	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	981	1,011	
施設の電話交換、受付及び案内業務	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032	1,032	1,051	
施設の警備及び駐車場整理業務		950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	1,300	
野田市文化会館の舞台の設備又は機器の運転業務	829	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	適用外							
不燃物処理施設運転管理業務	適用外	適用外	事務員補助	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011
			プラント保安要員	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750
			中央操作員	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750
			重機オペレータ	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750
			計量業務員	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011
			プラットホーム作業員	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	1,300
			手選別作業員	848	848	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018
			手選別作業員(障がい者等)	756	777	798	817	817	842	868	895	923	925	953
			清掃作業員	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011
			除草作業員	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011
学校給食関連業務	適用外	適用外	適用外	給食調理員	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011
				給食配膳員	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011
				給食配送員(運搬員)	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	1,051	1,051
				給食設備管理員	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750

添付資料 11

市長が定める賃金の最低額（指定管理協定） ※職種五十音順

(円/時間)

職種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04
受付等事務補助員 (事務補助)	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011
運転士	適用外	適用外	935	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	1,051	1,051
栄養士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084
介護支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,235	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	1,353	1,353	1,353
介護職員(国家資格を有しない者)	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018
介護職員(国家資格を有する者)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,077
学芸員	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192
学芸員補助員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011
火葬業務	829	829	829	829	912	933	965	975	981	990	1,003	1,003	1,034
看護師	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134
看護師(准看護師を含む)	適用外	適用外	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134
機能訓練指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134
子育て支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,011
コミュニティ会館業務 従事者	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011
コンピュータ指導員	適用外	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043
支援員(国家資格を有しない者)	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018
支援員(国家資格を有する者)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,077
施設の維持管理事務員 (事務員)	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043
自転車等駐車場管理業務 児童厚生員(体力増進指導者・年長児童指導者も含める)	適用外	適用外	適用外	適用外	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011
児童指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084
職業指導員(国家資格を有しない者)	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018
職業指導員(国家資格を有する者)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,077
資料整理員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011
水泳場管理業務	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043
水泳場救助員・監視員	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981	1,011
生活支援員(国家資格を有しない者)	適用外	適用外	848	848	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018
生活支援員(国家資格を有する者)	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,077
生活支援員補助	適用外	適用外	830	830	830	850	882	895	919	948	978	981	1,011
生活相談員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192
清掃業務	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	981	1,011
設備の運転管理及び保守 点検業務	適用外	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750
相談支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084
駐車場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	948	978	981	1,011
駐輪場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	948	978	981	1,011
調理員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011
店長	適用外	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
図書館業務従事者	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192
トレーニング室トレー	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043
販売員	適用外	適用外	850	850	850	850	850	850	919	948	978	981	1,011
舞台機器操作業務	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032	1,032	1,051
保育士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084
訪問支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084
保健師	適用外	適用外	適用外	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192
夜間管理業務 用務員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981	1,011